

■事故等が発生した場合の報告について

障害福祉サービス事業所等で事故等が発生した場合は、利用者等への迅速な対応を行うとともに、下記の事例について、当該利用者の家族等に連絡を行った上で、市障害者支援課及び関係機関（保健所、警察署等）等へ連絡してください。

報告事項

(1) 事故の場合

内 容	概 要
① サービス提供中の利用者及び職員の怪我・死亡事故など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 怪我の程度については、原則として医療機関を受診（施設内における受診を含む）したものとします。 ・ 報告対象は、施設・事業所内での事業所による介助時以外も含まれます。 ・ 利用者の過失による怪我の場合でも、医療機関を受診した場合は報告してください。
② 職員の法令違反、不祥事	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に関連して発生したもの又は利用者の処遇に影響があるものは報告してください。
③ その他報告が必要と認められる事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外で利用者のサービス提供に影響があると思われる場合は、報告してください。 ・ 施設・事業所側の過失の有無は問いません。

(2) 感染症・食中毒の場合

<p>右の(ア)～(ウ)に該当する場合は、 <u>保健所（保健予防課）へ事前に連絡のうえ、電子申請にて報告（※）してください。</u> あわせて、障害者支援課にも電話で報告してください。</p> <p>※<u>療養介護事業所</u>については、<u>保健所（医務薬務課）</u>へ報告してください。</p>	<p>(ア)同一の感染症・食中毒による（と疑われる）死亡者・重篤患者が<u>1週間以内に2名以上</u>発生した場合</p> <p>(イ)同一の感染症・食中毒による有症者が<u>1週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上</u>発生した場合</p> <p>(ウ)上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業所管理者等が報告を必要と認めた場合</p>
---	--

※市保健所への報告については、市ホームページ（下記 URL）に掲載している報告様式を作成のうえ、電子申請にて報告してください。

●<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/19000072.html>

【連絡先】北九州市保健所 保健予防課（電話093-522-8764）
医務薬務課（電話093-522-8726）

報告及び方法

- (1) 重大な事故（死亡・重傷事故、行方不明等）及び感染症・食中毒の場合
発生後、速やかに市障害者支援課に電話で報告（第一報）してください。

北九州市保健福祉局障害者支援課 093-582-2424

※市障害者支援課以外に報告が必要な機関等へも、併せて連絡してください。

- (2) その他の事故の場合

事故発生後、一週間以内に、事故報告書（様式については下記「(3) 報告書の様式」参照）を市障害者支援課に郵送で提出してください。

〔郵送先〕 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局障害者支援課 指定指導係

※誤送信を防ぐため、緊急時等を除き、FAX・電子メールでは送付しないでください。

- (3) 報告書の様式

原則として本市ホームページ掲載の様式「障害福祉サービス等に係る事故報告書」により提出してください。（報告後、症状が悪化した場合等は、その旨を記載して再度報告書を提出してください。）

なお、上記様式以外の書類で提出する場合は、報告書と同じ項目を記載してください。

※様式「障害福祉サービス等に係る事故報告書」は、本市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600219.html>